

## 平成 28 年 3 月 15 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（島田 明）
教 育 長（藤本義則）	参 事（宮原隆昌）
総 務 課 長（中井俊博）	企 画 課 長（須浪宏和）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（三木俊明）	住民環境課長（石床勝則）
参事兼建設課長（樋口英士）	農林水産課長（高橋幸光）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（佐伯浩二）
生涯学習課長（椎木 孝）	病院事務長（奥村 忠）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

## 議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

## 議事日程 第 4 号

別紙のとおり

## 平成28年3月土庄町議会定例会議事日程（第4号）

平成28年3月15日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 2 議案第20号 土庄町過疎地域自立促進計画について
- 第 3 議案第21号 土庄町職員の降給に関する条例
- 第 4 議案第22号 土庄町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
- 第 5 議案第23号 土庄町笠井寛こどもスポーツ交流基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 6 議案第24号 土庄町情報公開・行政不服審査会条例
- 第 7 議案第25号 土庄町行政不服審査関係手数料条例
- 第 8 議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 9 議案第27号 土庄町国民健康保険土庄中央病院の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 10 議案第28号 土庄町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第29号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第30号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第31号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第32号 土庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第33号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第34号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第35号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第36号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第37号 土庄町いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第38号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 21 議案第39号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

- 第 22 議案第40号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第41号 土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 24 議案第42号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 25 議案第43号 土庄町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 26 議案第44号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例
- 第 27 議案第45号 土庄町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第 28 議案第46号 土庄町立学校施設使用料に関する条例の一部を改正する条例
- 第 29 議案第47号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 30 議案第48号 土庄町道路線の廃止について
- 第 31 議案第49号 土庄町道路線の認定について
- 第 32 議案第50号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更する規約について
- 第 33 議案第51号 小豆島中央病院企業団規約の一部を変更する規約について
- 第 34 議案第52号 債権の放棄について
- 第 35 議案第53号 土庄町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 36 議案第9号 平成28年度土庄町一般会計予算
- 第 37 議案第10号 平成28年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第 38 議案第11号 平成28年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 39 議案第12号 平成28年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 40 議案第13号 平成28年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 41 議案第14号 平成28年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第 42 議案第15号 平成28年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 43 議案第16号 平成28年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 44 議案第17号 平成28年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 45 議案第18号 平成28年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 46 議案第19号 平成28年度土庄町水道事業会計予算
- 第 47 議員の派遣について
- 第 48 閉会中の継続調査申出について

## 開議

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。3 月 4 日に平成 28 年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 7 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について各課ポイントのみ報告をさせていただきます。

議会事務局。議案第 9 号の議会事務局所管部分の予算について、議会費は、改選による議員定数の削減及び議員共済会負担金負担率が大幅に下がったことにより、1108 万 4 千円の減額となっています。

採決に入り、議案第 9 号の議会事務局所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課。議案第 9 号の総務課所管部分の予算について、総務事務費は、町長が 9 月のパラグアイ移住 80 周年記念式典出席のため、ラ・コルメナ市を訪問するための旅費 90 万円を計上、渡航費用の 3 分の 2 は町村会からの助成金を充当します。管財事務費は、土庄高校校舎の耐震診断等の調査委託料 596 万 2 千円を計上しています。自治振興助成事業は、防犯カメラ 3 台分の設置工事費 450 万円を計上、自治会振興助成金は、5 件 69 万 6 千円を見込んでいます。防災行政無線管理事業は、昨年度はアンテナポール、戸別受信機の購入等があったため 395 万 8 千円の減額です。消防費の土庄分団屯所建設事業は、小豆島西消防署の建て替えにより、新たに土庄分団屯所を建て替えるものです。災害対策事業は、地域防災力総合支援事業補助金を用いて、地域防災計画及び業務継続計画を策定するため、623 万 4 千円の増額です。公債費元金は、超高速ブロード

バンド整備促進事業、防災行政無線デジタル化事業の元金返済が始まったこと、土庄中央病院の残債の償還金を一般会計から支払うことにより増額しています。

歳入については、地方交付税のうち普通交付税は 2 千万円の増を見込んでいます。財政調整基金繰入金は財源不足分 2 億 2152 万 4 千円を計上し、減債基金繰入金は、超高速ブロードバンド整備促進事業にかかる起債の償還金に充当する繰入金です。また、町債は、衛生債が小豆島中央病院建設完了に伴い 8 億 1980 万円の減、商工債が企業誘致助成事業の皆減などにより 2790 万円の減となっています。

予算以外の議案は、議案第 24 号 土庄町情報公開・行政不服審査会条例、議案第 25 号 土庄町行政不服審査関係手数料条例、議案第 26 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 28 号 土庄町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 29 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 53 号 土庄町公の施設の指定管理者の指定について、改正・制定理由等の説明を受けました。

委員から、災害対策費の備蓄物資購入について、各地区公民館に備蓄物資を常備してはどうかとの質問があり、執行部からは、豊島公民館については常備しなければならないが、小豆島については集積して管理したいと回答がありました。

また、防犯カメラ設置の場所選定は決まっているのかとの質問に、まだ決定はしておらず、占用等の関係もあるため町の公共施設等を中心に検討したいと回答がありました。

さらに、土庄分団屯所建設工事について、旧本部の建物はどうなるのか、土庄分団屯所はどこに建設されるのかとの質問に、旧本部は小豆広域行政事務組合が解体し、その跡地に土庄分団の屯所を建設すると回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の総務課所管部分、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 53 号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画課。議案第 9 号の企画課所管部分の予算について、人事給与事務費は、ストレスチェック実施にかかる経費を、企画事務費は、世界遺産調査経費をそれぞれ新規に計上しています。離島振興事業は、離島航路運営費等補助金が船会社の経営努力等により 926 万 8 千円の減額となっています。移住交流推進事業は、空き家改修費補助金のほか民間賃貸住宅家賃等補助金の新設などにより 2184 万 5 千円の増額です。地域公共交通活性化・再生総合事業は、バス運賃値下げに伴う減収補填として 980 万円を計上しています。運転免許自主返納支援事業は、28 年度から 1 人あたりの交付額を 1 万円から 2 万 5 千円分に増額、ふるさと納税推進事業は、返礼品を現在の 29 品目から約 130 品目に増やすと説明がありました。域学連携交流事業は、旧法務局を交流施設として使用するため

改修工事の設計委託料を計上しています。

予算以外の議案は、議案第 20 号 土庄町過疎地域自立促進計画について、議案第 21 号 土庄町職員の降給に関する条例、議案第 26 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 27 号 土庄町国民健康保険土庄中央病院の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 30 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 31 号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例、議案第 32 号 土庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第 33 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第 34 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、改正・制定理由等の説明を受けました。

委員から、域学連携交流事業での設計委託内容について質問があり、執行部から、旧法務局の 1 階と 2 階部分を学生用の合宿所として使えるよう改修を検討しており、その設計委託料であると回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の企画課所管部分、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 26 号、議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

出納室。議案第 9 号の出納室所管部分の予算について、会計管理費は、口座振替情報をフロッピーからデータ伝送に変更するため事務費が増額、債権管理費は、債権回収に要する旅費と講習会受講により増額との説明でした。

委員から、債権回収のための旅費は現予算で足りるのかとの質問があり、執行部より、費用対効果、徴収できる案件を見込み、予算を計上していると回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の出納室所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

水道課。議案第 19 号 平成 28 年度水道事業会計予算について、収益的収支の収入は営業収益と営業外収益の合計 4 億 5619 万 2 千円、支出は営業費用、営業外費用、特別損失、予備費の合計 4 億 361 万 9 千円を計上しています。資本的収支の収入は、肥土山浄水場更新事業のための借り入れなど 3 億 9158 万 9 千円で、支出は建設改良費として肥土山浄水場更新事業、石綿管を含む老朽管等布設替工事、浄水場施設整備等に係る営業設備費、企業債元金償還金や予備費など合計 5 億 8299 万 1 千円を計上しています。

議案第 10 号 平成 28 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算は、歳出は維持管理費用として、一般管理費、送配水費合わせて 1979 万 8 千円、平成 27・28 年度の 2 か年で実施している豊島簡易水道統合事業と老朽管布設替事業に係る費用として建設改良費 3 億 9402 万 2 千円を計上しています。

予算以外の議案は、議案第 50 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更する規約について、議案第 52 号 債権の放棄について内容の説明がありました。

委員から、水道使用料滞納者への現在の対応状況に関する質問があり、執行部から、分納誓約の締結や給水停止措置を行っているとの回答がありました。

採決に入り、議案第 10 号、議案第 19 号、議案第 50 号、議案第 52 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林水産課。議案第 9 号の農林水産課所管部分の予算について、農業委員会費の増額は、今年 11 月末の農業委員会の組織の改編に伴うものです。農業振興費は、有害鳥獣被害防止対策事業と県主体で実施する特定鳥獣等個体群管理推進事業負担金の増額、シカが鳥獣捕獲等助成事業補助金の捕獲奨励金対象となったことにより増額となっています。林業振興費の増額は、森林整備担い手育成確保のため林業用バックホウの新規導入助成によるものです。水産業振興費では、新規事業としてハモの共同出荷を町の総合戦略事業の 1 つと位置付け、離島流通効率化事業と地魚販路拡大対策事業を実施します。具体的には、施設整備や各種機材の初期費用等を補助するものです。漁港管理費は、四海地区新開馬場先の消波ブロックの撤去・移設により増額となっています。漁港建設費は、田井漁港の整備にかかる港整備交付金事業の実施により増額です。

議案第 14 号 平成 28 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算は、県外研修と愛林祭の未実施、間伐材運搬量の減少により減額となっています。

議案第 15 号 平成 28 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算は、施設修繕費が微増となっています。

委員から、海底堆積ゴミ回収事業で回収したごみの量について質問があり、執行部から、今年度は約 6 t 程度であると回答があり、回収量が少ないのはいかとの再質問に、底曳網漁の操業禁止区域は今までごみの回収をしていない場所であり、海底にあるごみの量は不明と回答がありました。

予算以外の議案は、議案第 26 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 43 号 土庄町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について改正理由の説明がありました。

採決に入り、議案第 9 号の農林水産課所管部分、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 26 号の農林水産課所管部分、議案第 43 号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課。議案第 9 号の商工観光課所管部分の予算について、商工業振興費は、次世代産業育成モデル事業の実施により 1 億 7231 万 6 千円の大幅な増額です。観光費は、690 万 5 千円の増額で、主な事業は、観光団体・イベント助成事業における小豆島観光協会負担金等の観光関係諸団体への負担金等です。また、レンタサイクル貸出事業は豊島観光協会への運営委託料です。瀬戸内国

際芸術祭事業は、瀬戸内国際芸術祭 2016 における作品受付、案内業務を行うための委託料のほか、芸術祭実行委員会への負担金です。地域資源活性化事業は、豊島で活動する地域おこし協力隊員 1 名の報酬等との説明でした。そうめんシンポジウム事業予算は、一般財団法人自治総合センターからの助成金を充当して実施するとの説明でした。商工費の合計額は 3 億 3875 万 4 千円、1 億 8699 万 8 千円の大幅な増額であります。

委員から、そうめんシンポジウム事業について質問があり、執行部から、そうめんの産地である奈良県三輪市等の関係者をお招きして、パネルディスカッション等を行うとの説明がありました。

採決に入り、小豆島観光協会負担金について両町で額に開きがあり揃えるべきと反対がありましたが、議案第 9 号の商工観光課所管部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設課。議案第 9 号の建設課所管部分の予算について、道路新設改良費は、社会資本交付金事業の減少により減額。河川総務費は、大部地区ながされ山川に県が整備する水門にゲートポンプ 2 基を設置すること等により増額です。港湾建設費の主な事業は、馬越港港整備交付金事業が平成 28 年度で完了予定です。都市下水路建設費は、湊崎ポンプ場、東内浜ポンプ場の改築工事、大谷ポンプ場新設工事の放流渠及び流入渠、建屋工事を予定しています。住宅管理費は、大木戸住宅 T-3 棟の外壁及び屋上防水等改修工事により増額しています。改良住宅建設費は、大部住宅建替事業において集会所の解体工事を予定しています。

議案第 12 号 平成 28 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算は、土庄港ターミナルビルの地方債償還完了により単年度収支が黒字転換したため、前年度繰上充用金を減額しています。

議案第 13 号 平成 28 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算は、前年度と同額です。

予算以外の議案は、議案第 44 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例、議案第 48 号、49 号 土庄町道路線の廃止及び認定について内容の説明がありました。

委員から、宅地造成事業特別会計の王子前埋立地売却価格についての質問があり、執行部より、議会とともに売却価格を検討していきたいとの回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の建設課所管部分、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 44 号、議案第 48 号、議案第 49 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

税務課。議案第 9 号の税務課所管部分の歳出予算について、税務総務費は、平成 30 年度固定資産の評価替等に関する経費の増加により、1138 万 2 千円の増額、社会保障・税番号制度システム整備事業は、平成 26 年度から実施してい

る事業の最終運用テストの経費であると説明がありました。滞納整理システム導入事業は、債務負担をおこした事業の平成 28 年度負担分であるとの説明がありました。

歳入については、町税全体で、14 億 8400 万 9 千円で、前年度とほぼ同額です。個人町民税は、景気低迷や高齢化による課税客体や総所得の減少により 1374 万 3 千円の減、固定資産税は、土地は下落傾向により減少しているが、家屋、償却資産ともに増加となり、全体の収納率も増率となっているため、262 万 3 千円の増、軽自動車税は、二輪車の新税率での賦課及び重課が適用となり、1162 万 8 千円増との説明がありました。

予算以外の議案は、議案第 26 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第 40 号 土庄町税条例の一部を改正する条例、議案第 41 号 土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例、議案第 42 号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について、改正理由の説明を受けました。

採決に入り、議案第 9 号と議案第 26 号の税務課所管部分、議案第 40 号、議案第 41 号、議案第 42 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について報告を終わります。以上です。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。3 月 4 日に平成 28 年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 8 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について各課ポイントのみ報告させていただきます。

教育総務課。議案第 9 号の教育総務課所管部分の予算について、新規事業として、瞳保育所で 1 年生から 4 年生を対象に、保護者の就労支援を目的に放課後児童預かり事業が実施されます。病児・病後児保育は、小豆島中央病院の病児・病後児保育室を土庄町と小豆島町が共同で利用し、人数割り按分で負担金を支払うとのことです。小学校運営事業は、支援が必要な児童の増加に対応するため特別支援員を 3 人増員し、スクールソーシャルワーカーを新たに配置します。また、老朽化している土庄小学校のスクールバス 3 台を買い替えます。放課後児童健全育成事業は、28 年度から社会福祉法人清見福祉会に委託して放課後児童クラブを開設します。対象は 1 年生から 6 年生で、放課後保護者が就労などで家庭にいない児童の学習、遊び、生活の場を提供します。

予算以外の議案については、議案第 23 号 土庄町笠井寛こどもスポーツ交流基金の設置、管理及び処分に関する条例は、基金の設置目的について説明がありました。議案第 45 号 土庄町立学校設置条例の一部を改正する条例及び議案第 46 号 土庄町立学校施設使用料に関する条例の一部を改正する条例は、豊島小・中学校併設に伴う改正です。

委員から、放課後子ども教室と放課後児童クラブの違いについての質問があり、執行部から、子ども教室は社会教育が中心、児童クラブは宿題や読書などを行うなど学習が中心であると回答がありました。

委員からの預かり料と実施場所についての質問に、執行部から、利用料は月額 5,000 円プラス実費で、場所は王子前バス停付近の民間ビル 1 階で実施すると回答がありました。

委員から、幼稚園卒園後、小学校に入学するまでの子どもも利用できるのかとの質問に、執行部から、保護者のニーズに合わせた形になるよう検討していくとの回答がありました。

委員から、豊島の児童クラブの利用対象から 5・6 年生を除いている理由についての質問があり、執行部から、5・6 年生は放課後にクラブ活動があり、利用見込みがほとんどないためとの回答がありました。

委員から、スクールソーシャルワーカーの仕事内容、資格の必要性、スクールソーシャルワーカーの対応が必要な子どもの人数は増えているのかとの質問に、執行部から、社会福祉士の資格を持ち、仕事は保護者と教師の間に入り治療のアドバイスや保護者のケアにあたるなどの回答がありました。

委員からの就学・就園助成事業の補助を受けるために所得制限などはあるのかとの質問に、執行部から、所得制限があるとの回答がありました。委員から、この制度は非常に重要であり、同和事業としてではなく、一般事業化して広く使えるようにしてほしいと要望がありました。

採決に入り、同和事業の継続については部分的な修正を求めるなど意見が出ましたが、議案第 9 号の教育総務課所管部分、議案第 23 号、議案第 45 号、議案第 46 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課。議案第 9 号の生涯学習課所管部分の予算について、主な増額要因は北浦公民館移転のための旧北浦小学校校舎改修、小豆島尾崎放哉記念館の駐車場用地の購入、高見山グラウンドの防球ネットなど施設修繕及び得点掲示板設置です。

議案第 47 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、中央図書館の利用者カードの再発行手数料を定めるための改正です。

委員から、高見山グラウンドの維持管理の方針について質問があり、執行部から、利用者に良いグラウンドであったと評価してもらえるように、維持管理手法の向上と徹底に努めていきたいと回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の生涯学習課所管部分、議案第 47 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

住民環境課。議案第 9 号の住民環境課所管部分の予算について、総額は 675 万 5 千円の増額です。戸籍住民基本台帳費は、戸籍システムの更新及び社会保障・税番号制度システム委託の終了により減額です。環境衛生費は、新規事業の地域猫活動事業、老朽危険空き家事業により増額です。塵芥処理費は、老朽化によるダンプトラックなどの購入、一般廃棄物処理基本計画の見直し委託により増額です。

人権推進室の予算は、全体で 363 万 1 千円、8.2%の減額で、人権対策推進費における団体助成金を 17 万 3 千円減額しています。

予算以外の議案は、議案第 22 号 土庄町が設置する一般廃棄物処理に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例、議案第 35 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について内容などの説明を受けました。

委員から、地域猫活動支援モデル事業について質問があり、執行部から、モデル地区で野良猫の避妊手術を行う団体に助成し、地域と猫の共存を目指すとの回答がありました。

委員から、老朽危険空き家対策事業の補助金の上限や代執行についての質問があり、執行部から、補助金の上限は 160 万円で、事業費の 5 分の 4 を補助する。所有者が対応せず代執行となった場合も補助対象となるが、補助金を差し引いた除却費用を所有者へ請求するとの回答がありました。また、老朽危険空き家の認定方法や条件、空き家調査の期間についての質問があり、建築士などが住宅の不良度を判定し、調査は年度内に終了するとの回答がありました。

委員から、御影浄苑の使用期間延長についての質問があり、執行部から、小海自治会、琴塚自治会へ延長についての説明会を実施し、漁協へも説明する予定との回答がありました。

委員から、人権対策推進費における生活相談員の人数、報酬額、相談件数や活動内容についての質問に、執行部から、相談員は 2 名で報酬は月額 14,000 円、月平均 3 件程度の相談があり、報告書類をもらっているとの回答がありました。また、団体助成金の減額理由についての質問に、土庄町の現状を考慮して減額したとの回答がありました。

採決に入り、人権対策事業の減額は評価できるが、逆差別につながる事業は一般事業化すべきであると反対意見がありましたが、議案第 9 号の住民環境課所管部分、議案第 22 号、議案第 35 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

福祉課。議案第 9 号の福祉課所管部分の予算は、前年度より 9 億 9800 万円、39.1%の減額で、主な要因は、公立病院再編整備事業に伴う小豆島中央病院企

業団負担金の終了によるものです。また、新規事業には、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業と地域福祉計画策定事業があるとのことでした。

委員から、地域福祉計画策定事業についての質問があり、執行部から、地域福祉の推進のための全体的な計画であることやアンケート調査の実施など計画概要についての説明がありました。

また、香川県聴覚障害者協会に委託している手話奉仕員養成事業の養成実績についての質問に、養成実績はないが、平成 28 年度に土庄町において講座が開設されるとの回答がありました。

さらに、看護学生等の修学資金の現状について質問があり、平成 28 年度予算は 13 名分で、現在、利用者の 4 割強が町内の医療機関、施設等へ就職していると回答がありました。

議案第 11 号 平成 28 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算は、1 人あたりの医療費は増加しているが、被保険者数の減少及び診療報酬改定により保険給付費が減少し、前年度より 1 億 1910 万円、5.0%の減少であるとの説明がありました。

委員から、人間ドックの定員は前年度並みと見込んでいるとのことだが、小豆島中央病院の開院によりドックの利用者が増加した場合は、柔軟な対応をお願いしたいとの要望がありました。

議案第 16 号 平成 28 年度土庄町介護保険事業特別会計予算は、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 6 期土庄町介護保険事業計画に基づいた予算で、前年度より 822 万 9 千円、0.5%減少している。事業所の増加については、平成 27 年 11 月に介護付有料老人ホームが 1 施設開設し、平成 28 年度中に民設民営の小規模多機能居宅介護事業所新設に対する補助金を見込んでいるとの説明がありました。

委員から、介護予防・生活支援体制整備事業について質問があり、執行部から、地域におけるボランティア人材の確保等、生活支援コーディネーター業務を土庄町社協に委託して実施すると回答がありました。

議案第 18 号 平成 28 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算は、1 人あたりの医療費は微増しているものの、被保険者数の減少及び診療報酬改定により前年度より 511 万 1 千円、2.2%減少しているとの説明がありました。

予算以外の議案は、議案第 36 号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 37 号 土庄町いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 38 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例、議案第 39 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例、議案第 51 号 小豆島中央病院企業団規約の一部を変更する規約について改正内容の説明がありました。

採決に入り、社会保障・税番号制度システム整備事業について反対意見があ

りましたが、議案第 9 号の福祉課所管部分、議案第 11 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 39 号、議案第 51 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課。議案第 9 号の健康増進課所管部分は、前年度に比べ 2 億 8891 万円、76%の減額です。主な要因は、指導体制の適正化のため、専任教員を増員する小豆島准看護学院への補助金が増額となる一方、土庄中央病院の廃止に伴う繰出金が皆減となるためです。

所管する特別会計予算は、前年度に比べ 1408 万 4 千円、6.8%の減額です。

議案第 11 号 平成 28 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算では、平成 27 年度から始めた国保ヘルスアップ事業において、データヘルス計画に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率向上や国保加入者の疾病予防、重症化予防を実施します。

議案第 16 号 平成 28 年度土庄町介護保険事業特別会計予算は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始や地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の変更・追加を行っているとのことでした。

議案第 17 号 平成 28 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算は、要支援者で訪問介護・通所介護サービスのみを利用する方のケアマネジメント業務を介護保険事業特別会計の地域支援事業で行うことになり、介護予防サービス計画費が減収になるとのことでした。

委員から、認知症総合支援事業の認知症カフェの委託先はどこかと質問があり、執行部から、町内の介護サービス事業所に委託すると回答がありました。さらに、認知症徘徊高齢者を地域で見守るための取り組みについて質問があり、徘徊対策は小豆両町で広域的に取り組んでいくとともに、地域住民の理解と協力が必要との回答がありました。

また、豊島にきた観光客が救急艇を利用した場合は補助対象にならないのかとの質問に、町民が対象なので町外者を対象にするかは町の政策によると回答がありました。

採決に入り、議案第 9 号の健康増進課所管部分、議案第 11 号、議案第 16 号、議案第 17 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

中央病院。議案第 9 号の中央病院所管部分の予算について、平成 27 年度末で病院事業会計が終了となるため、平成 28 年度は一般会計に診療所整備事業と町立病院清算事業を計上しています。診療所整備事業は、現在の土庄中央病院の一部を小豆島中央病院が運営する診療所に改修する事業で、小児科と耳鼻科の診察室付近を中心に、現状の設備を活用する予定です。町立病院清算事業は、平成 27 年度の病院事業に係る未払い分と 3 月末で退職扱いとなる臨時職員の退職手当、過年度返還金、施設の維持管理費や閉院に伴う費用です。

議案第 27 号 土庄町国民健康保険土庄中央病院の廃止に伴う関係条例の整備

に関する条例は、病院事業に関する4つの条例を廃止しようとするものです。

委員から、歳入の病院事業会計引継金、病院の負債についての質問があり、執行部から、平成27年度末の預貯金、起債の未償還分を一般会計が引き継ぐと説明がありました。

採決に入り、議案第9号の中央病院関係、議案第27号について原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画課地域医療再生対策室。議案第9号の企画課地域医療再生対策室所管部分の予算について、地域医療人材確保事業は、看護師や助産師など有資格者の登録業務や求人情報の提供を行っている小豆島ナースサポートセンターの運営に対し、土庄町と小豆島町が同額を補助するとの説明がありました。

委員から、個人事業所に町が補助するののかという質問があり、執行部から、看護師などの元職員が運営するもので信頼性があり登録者を広く集められること、また専門性を考慮すれば町直営より効果的であると回答がありました。また、委員から、運営はボランティアによるものかとの質問に対し、有償ボランティアであると回答がありました。

採決に入り、議案第9号の企画課地域医療再生対策室所管部分について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

これをもちまして、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより、各常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 休憩

○議長（濱中幸三君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 35 分の予定です。

休 憩 午前 10 時 24 分

再 開 午前 10 時 35 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（濱中幸三君）

再開します。

## 討論、採決（議案第 9 号～第 53 号）

○議長（濱中幸三君）

これより、討論、採決に入ります。まず、条例関係等の議案から行います。

日程第 2、議案第 20 号 土庄町過疎地域自立促進計画について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 3、議案第 21 号 土庄町職員の降給に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 22 号 土庄町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 5、議案第 23 号 土庄町笠井寛こどもスポーツ交流基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 6、議案第 24 号 土庄町情報公開・行政不服審査会条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 7、議案第 25 号 土庄町行政不服審査関係手数料条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 8、議案第 26 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 9、議案第 27 号 土庄町国民健康保険土庄中央病院の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 10、議案第 28 号 土庄町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 11、議案第 29 号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 29 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 12、議案第 30 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 30 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 13、議案第 31 号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 31 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 14、議案第 32 号 土庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 32 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、議案第 33 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 33 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 16、議案第 34 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 34 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、議案第 35 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 35 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 18、議案第 36 号 土庄町福祉バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 36 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 19、議案第 37 号 土庄町いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 37 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 20、議案第 38 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 21、議案第 39 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 22、議案第 40 号 土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 23、議案第 41 号 土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 41 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 24、議案第 42 号 土庄町過疎地域における町税の特別措置条例の一部

を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 42 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 25、議案第 43 号 土庄町農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 43 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 26、議案第 44 号 土庄町港湾管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 44 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 27、議案第 45 号 土庄町立学校設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 45 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 28、議案第 46 号 土庄町立学校施設使用料に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 46 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 29、議案第 47 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 47 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 30、議案第 48 号 土庄町道路線の廃止について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 48 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 31、議案第 49 号 土庄町道路線の認定について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 49 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 32、議案第 50 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部を変更する規約について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 50 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 33、議案第 51 号 小豆島中央病院企業団規約の一部を変更する規約について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 51 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 34、議案第 52 号 債権の放棄について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 52 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 35、議案第 53 号 土庄町公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 53 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 36、議案第 9 号 平成 28 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

平成 28 年度一般会計当初予算反対討論を行います。

まず初めに、当初予算全体に対する評価について述べます。昨年に引き続き、住民生活に関する重要項目について、必要な予算の継続、また、充実が図られており、改善されている点もあり、全般としては賛成であります。この点については各担当者、関係者に対し、ご尽力に敬意を表するものでございます。その上で、個別の議案に対し、修正を求める立場から反対討論を行います。

1 つ目は、民生費における同和予算についてであります。同和予算のうち、部落解放同盟に対する個別団体への助成については、廃止を求める立場から反対をいたします。また、福祉施策、教育施策の中に位置付けられている生活支援部分については、一般行政へと移行させ、住民誰もが利用できる制度にすることを求めます。教育施策に位置付けられている同和教育については、一般教育へ、歴史教育への位置付けへと変更をすることを求めます。なお、自動車免許取得補助など、特定個人を優遇する制度は、国も廃止するよう通達を出しており、時代に合わないだけでなく、新たな差別を生み出す危険性をはらんでいます。一刻も早く廃止するか、他の法律との関係で整合性が取れるのであれば、一般化して低所得世帯に対する支援事業として、町民誰もが利用できる制度へと変更するべきです。

2 つ目は、マイナンバー制度に関する予算です。大元は国の悪政によりつくられた制度であり、町独自で判断することが厳しい現状にあることは理解しますが、地方自治体の混乱や情報流出の危険性などが指摘されており、容認することはできません。制度に反対する立場から予算に反対をいたします。

3つ目は、し尿収集民間委託事業と粗大ごみの有料化の継続に反対する反対討論を行います。町全体を衛生的に保つためには、行政がしっかりとした責任を果たすことが重要です。同時に、衛生管理権は自治体の自治権でもあります。コストの観点からだけでなく、衛生管理、また、疾病予防の観点に立って衛生事業を考えるべきです。また、コスト削減ということですが、例えば、特養のオリーブなどでは、ごみ収集費用が年間2万5千円から、来年度は50万円となっています。支出の原資は介護保険からということですから、介護保険会計の負担となり、住民の負担となります。本当の意味でコスト削減になっているのか、ここも科学的に長期的視野に立って検証する必要があります。粗大ごみ有料化の継続についても、同様の理由で反対をいたします。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

11番 佐々木邦久君。

○11番（佐々木邦久君）

今の同和対策の問題、マイナンバーの問題、し尿処理の問題、同和についても今、年々削っていっておると。また、今、状況的にみまして。

○議長（濱中幸三君）

マイクに向かって。

○11番（佐々木邦久君）

それでは、最初からいきます。同和対策のところで今、問題出ましたが、国の方も順次減少の体制をとっておりますし、町もそういう体制をとって、賛成します。また、し尿処理でございしますが、今、大きな流れの中でこういう状態になっております。十分衛生等に注意しながらやっていきたいというような内容でございしますので、私は賛成します。以上です。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第9号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 37、議案第 10 号 平成 28 年度土庄町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 38、議案第 11 号 平成 28 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 39、議案第 12 号 平成 28 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 40、議案第 13 号 平成 28 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 41、議案第 14 号 平成 28 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 42、議案第 15 号 平成 28 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）  
日程第 43、議案第 16 号 平成 28 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）  
日程第 44、議案第 17 号 平成 28 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）  
日程第 45、議案第 18 号 平成 28 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番 (福本耕太君)

後期高齢者医療保険制度についての、特別会計の予算についての反対討論を行います。後期高齢者医療保険制度は、他の医療保険から 75 歳以上の高齢者を切り離し、高齢者だけで保険をつくるという姥捨て山の保険制度となっております。国会での法律の成立後も反対が続いております。当時の舛添厚生労働大臣も、この制度がこうした問題点を含んでいることを認めています。高齢者だけで保険制度をつくるため、保険料は青天井に上がり、そして受けられる医療も国の法律で制限されるという中身になっております。こうした制度は、一刻も早く廃止するべきだという立場から制度そのものに反対するため、予算に対し反対をいたします。

○議長 (濱中幸三君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

11 番 佐々木邦久君。

○11 番 (佐々木邦久君)

後期高齢者の問題、これは法律で定められておりますし、今の内容の中で事業をしていくということについて私は賛成です。

○議長 (濱中幸三君)

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 18 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (濱中幸三君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 46、議案第 19 号 平成 28 年度土庄町水道事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

7番 福本耕太君。

○7番 (福本耕太君)

水道事業会計予算のうち一般の予算については、賛成をいたしますが、香川県広域水道事業体設立準備協議会への参加に対する予算については反対をいたします。

○議長 (濱中幸三君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

8番 山崎勝義君。

○8番 (山崎勝義君)

原案に賛成いたします。

○議長 (濱中幸三君)

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第19号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (濱中幸三君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議員の派遣

○議長 (濱中幸三君)

日程第47、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長（濱中幸三君）

日程第 48、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 28 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でございました。

閉 会 午前 11 時 11 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（瀨 中 幸 三）

同 議員（岡 本 経 治）

同 議員（瀨 野 良 一）